





1 施策の概要

1	まちの将来像	6	心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち	
2	施策	6-1	いごちの良き生活環境をたもつ	
3	SDGs 位置付け	    		
4	施策の 必要性	<p>事業活動に伴う大気・水環境への影響については、法令等の整備により改善が進んでいますが、生活排水への対策や騒音、悪臭などの身近な環境課題、さらには、化学物質の適正管理、ライフサイエンス系施設の増加などの新たな環境課題への対応を図るため、一層の施策の推進を図る必要があります。</p> <p>快適な生活環境を確保するため、引き続き、環境美化活動の推進や市民マナー意識の向上を図る必要があります。</p>		
5	施策の 方向性	<p>大気・水環境等の環境監視による環境の把握に努めるとともに、事業者に対する指導や公共下水道・公設浄化槽の整備による環境の保全対策を進めます。また、環境美化や路上喫煙防止などについての意識啓発を進め、市民一人ひとりのマナーが向上し、いごちの良き生活環境を保ちます。</p>		
6	施策内の 取組	6-1-1	健康に過ごすことができる生活環境の保全	
		6-1-2	新たな環境課題への対応	
		6-1-3	快適環境の保全	
7	分野別 計画等	環境基本計画	環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画	
		一般廃棄物処理基本計画	市民・事業者・市が協力し、「循環型社会の形成」を更に推進するため、家庭系ごみ・事業系ごみの減量目標や、そのために必要な実施施策を定める計画	
		都市計画マスタープラン	おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針	




2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①健康に過ごすことができる生活環境の保全	<p>《現状と課題》</p> <p>大気質、河川水質等の生活環境の状況については、概ね環境基準を達成しています。環境基準の全項目達成のためには、事業活動に伴い発生するばい煙、水等の排出規制を継続するとともに、生活排水の適正処理を進めることが重要となります。</p>	<p>《市》</p> <p>生活環境に被害が生じないよう、公害関係法令に基づく事業所指導を行うとともに、公共下水道等の施設整備により、生活排水対策を進めます。また、大気質、水質及び騒音の常時監視を引き続き実施します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>大気、水等の環境が良好な状態で維持されています。事業活動に伴う排水や生活排水が適正に処理されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>公共下水道による供用開始区域では下水道に、公設浄化槽区域では浄化槽排水設備に、それぞれ早期に接続します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>規制の対象となる事業所は、法令等を守り、大気、水等の環境が良好な状態になるよう努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②新たな環境課題への対応	<p>《現状と課題》</p> <p>事業所における化学物質の使用やライフサイエンス系施設の設置により周辺環境に影響が及ばないよう、適正な管理運営に向けての事業所指導を進める必要があります。大規模災害発生に備えた環境リスクの低減を図るための取組が求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>化学物質を取り扱う事業所に対してPRTR制度※1に基づく適正管理を指導するとともに、ライフサイエンス系施設設置者とは環境保全協定を締結して周辺環境の保全を行うよう指導します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>化学物質を取り扱う事業所では使用の低減と適正管理が行われ、ライフサイエンス系施設では環境保全協定が守られ、周辺環境が良好な状態で維持されています。</p>	<p>《市民》</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>化学物質を取り扱う事業所やライフサイエンス系施設は、周辺環境に影響を及ぼさないよう対策を講じます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③快適環境の保全	<p>《現状と課題》</p> <p>生活環境を損ねる路上喫煙やごみのポイ捨て、不法広告物、家電製品の不法投棄などが後を絶たない状況にあります。ペットの糞尿などの苦情やトラブルが発生しており、快適な生活環境を維持するための対策が必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>モラル・マナーの向上のため、路上喫煙やごみのポイ捨て、家電製品の不法投棄などに対する指導・啓発を行います。ペットを適正に飼育してもらうよう周知・啓発を行います。</p>
	<p>《目標》</p> <p>モラル・マナーの向上で快適な生活環境が保たれています。</p>	<p>《市民》</p> <p>自らルールを守り、快適な生活環境の保全に努めます。常に環境美化意識の向上に努め、各種活動に参加します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>自治会等、地域の団体や事業者が市と協力して、問題解決に努めます。</p>

※1 PRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)

Pollutant Release and Transfer Registerの略。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などとして事業所の外に運び出されたかというデータを国が把握し、集計し、公表する仕組みです。





1 施策の概要

1	まちの将来像	6	心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち	
2	施策	6-2	バランスのとれた自然環境をつくる	
3	SDGs 位置付け	  		
4	施策の 必要性	<p>多様な生きものが棲み、みどり豊かな自然環境を創造する観点から、本市のみどりの特徴である北摂山系の森林や農地などを保全するとともに、身近に緑があふれ、動植物とふれあえる取組が必要です。また、都市化に伴うヒートアイランド対策として、市街地に緑を増やす取組が必要です。</p>		
5	施策の 方向性	<p>みどりを育む取組や生態系への配慮を推進するとともに、身近な「まちの緑」「農地」「里山」「水辺」を保全し、自然とふれあう機会の創出に取り組み、人の生活と自然とのバランスのとれた自然環境を創ります。</p>		
6	施策内の 取組	6-2-1	都市とみどりの共存	
		6-2-2	自然資源の利用の推進	
		6-2-3	生物多様性の保全	
7	分野別 計画等	環境基本計画	環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画	
		里山保全構想・基本計画	放置森林が増加している里山について、自然とふれあいの場として都市と農山村の交流を通じた地域振興をめざすため、里山保全に取り組んでいく上での基本的な方針を定める計画	
		緑の基本計画	緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を定める計画	
		都市計画マスタープラン	おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針	

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①都市とみどりの共存	<p>《現状と課題》</p> <p>市街地のみどりについては、緑化推進やヒートアイランド対策の観点から、緑を増やす取組をさらに進めるとともに、街路樹や公園樹の成長により、市民生活の妨げとならないよう保全を進める必要があります。</p> <p>本市の緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する計画である「緑の基本計画」と整合を図りながら、取組を進める必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>地域や街角から緑あふれる環境づくりを促進するとともに、市民・事業者と連携、協働しながら適正な維持管理に努めます。</p> <p>緑に関する知識や技術の普及に努め、緑に関わる人材や団体の育成を進めます。</p> <p>身近な水辺の保全と創出に努めます。</p> <p>みどりのカーテンによるヒートアイランド対策としての緑化を進めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市民や事業者・団体が、みどりの必要性を認識し、緑化活動や水辺の保全が進んでいます。</p> <p>また、公園や水辺は、市民で賑わっています。</p>	<p>《市民》</p> <p>地域で緑化活動に努めます。</p> <p>家庭でも花木を育てます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、管理地の緑化に努めるとともに、地域の緑化活動に協力します。</p>
②自然資源の利用の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>里地・里山は、木材利用の減少や担い手不足から、手入れが行き届かなくなってきており、多様な主体による保全活動が必要です。</p> <p>農業用のため池や水路は、遊休農地の増加により、機能の維持が困難になってきています。</p> <p>豊かな里山と農地を持続的に保全していくためには、保全活動だけでなく、利活用することで循環の仕組みを構築していくことが重要です。</p>	<p>《市》</p> <p>減化学肥料・減農薬による環境に配慮した農業の取組を支援します。</p> <p>森林保全ボランティアや農業の担い手を養成し、遊休農地や放置森林とマッチングを進めます。</p> <p>森林環境譲与税を利用し、森林整備や木材利用の促進などを進めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>美しい里地・里山が保全され、環境に配慮した農地の活用が進んでいます。</p> <p>また、間伐材などの有効利用が多方面で進んでいます。</p>	<p>《市民》</p> <p>周辺環境の保全などのボランティア活動について主体的に参加します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>森林組合等は間伐材等を有効利用し、事業者は森林や農地の保全活動に参加します。</p>
③生物多様性の保全	<p>《現状と課題》</p> <p>放置森林が増え、動植物の生態系に変化が見られます。</p> <p>都市開発が進む中で、都市部の生物の多様性が失われつつあります。そのため、みどりを保全し、生きものをつなぐを回復する取組が必要です。</p> <p>「生物多様性」の概念は市民に浸透しているとは言えないことから、市民が知る機会を創出したり、自然とふれあう機会を設けたりすることが重要です。</p>	<p>《市》</p> <p>水辺や公園、里地・里山を保全することで、動植物の生息・生育環境を整え、生きものとふれあえる場を創ります。</p> <p>特定外来生物をはじめとする外来生物について、生息・生育状況や市民などの役割を周知・啓発します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>生きものや自然とふれあう機会が増えています。</p> <p>多様な生きものが生息・生育できる環境が整っています。</p>	<p>《市民》</p> <p>地域に生息・生育する生きものを大切にします。</p> <p>生きものや自然とふれあう機会を増やします。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、管理地の生態系の保全・確保に努めるとともに、地域の生態系の保全・回復に協力します。</p>

1 施策の概要

1	まちの将来像	6	心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち	
2	施策	6-3	ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす	
3	SDGs 位置付け	   		
4	施策の 必要性	<p>日々の暮らしや事業活動から、CO₂排出量が増加したことで、異常気象などが起こり、地球規模での問題となっています。また、東日本大震災以降の社会情勢などから、低炭素な暮らしや事業活動が求められています。CO₂排出量削減に向け、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー対策の推進を図るほか、環境問題に気づき、意識を高め、行動につながる取組が必要です。</p>		
5	施策の 方向性	<p>市が率先して省エネルギー対策を行うとともに、市民や事業者と連携して、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進に努めます。また、情報交換の場を通じて様々な主体が連携し、新たな取組の輪を広げ、ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざします。</p>		
6	施策内の 取組	6-3-1	省エネルギーの実践及び普及啓発	
		6-3-2	再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	
7	分野別 計画等	環境基本計画	環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画	
		地域エネルギービジョン	本市の市域特性を踏まえ、新エネルギー・省エネルギーの導入及び普及の基本方針等を定める計画	
		地球温暖化対策実行計画	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づく地球温暖化対策実行計画(区域施策)として、地域の特性を踏まえた温室効果ガスの削減目標を定め、総合的かつ計画的にする施策を定める計画	
		エコオフィスプランいばらき	市自らが消費者・事業者として取り組むべき環境配慮を徹底し、環境への負荷の少ない職場づくりを進めるための取組等を定める計画	



2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①省エネルギーの実践及び普及啓発	<p>《現状と課題》</p> <p>地球温暖化対策実行計画に基づき、市民等の環境に配慮した行動を促すため、市民団体等と連携し、環境家計簿※1の普及促進や環境講座の実施など意識啓発の取組を進めています。家庭や事業所などのエネルギー使用量は増加傾向にあり、より一層の省エネ化への取組が必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>市民、事業者の取組を促進することにより、ライフスタイルの省エネ化を推進します。 市民、事業者と連携した取組を推進するため、情報交換の場を提供します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市民等の環境に関する意識が高まり、省エネルギーの実践が進んでいます。</p>	<p>《市民》</p> <p>環境意識を高め、省エネルギーを実践しています。 環境問題に気づき、意識を高め、行動を起こします。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、省エネ型製品・サービスの普及・開発を進めます。 事業者は、新しく得た情報を活用し、省エネルギーを実践します。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	<p>《現状と課題》</p> <p>再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を図るため、市自らが公共施設へ導入するとともに、市民等へ太陽光発電システム等の補助制度を実施しています。 昨今の社会情勢から、低炭素な暮らしや事業活動が求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>公共施設では、再生可能エネルギーなどを率先導入するとともに、計画的に空調設備を省エネルギー設備に改修するほか、照明のLED化を推進します。 再生可能エネルギー等を導入する市民や事業者を支援します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>化石燃料に依存しない、再生可能エネルギーの導入により、低炭素な暮らしや事業活動の普及が進んでいます。</p>	<p>《市民》</p> <p>住宅や設備・家電、住まい方を見直し、低炭素な暮らしを選択します。 新築やリフォームなどの機会に再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を検討し、導入します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、事業活動に伴う設備の省エネ改修等を行い、低炭素な事業活動に努めます。 事業者は、設備改修にあたっては、再生可能エネルギーや効果的にエネルギー使用量を削減できる設備を選びます。</p>

※1 環境家計簿

家庭で使用する電気・ガス・水道・ガソリン・灯油などの使用量や、普通ごみの排出量を記録し、それらをCO₂の量に換算して「見える化」するものです。これにより、家庭が地球環境に与える影響を知り、エネルギーの無駄遣いを減らす行動につながります。

1 施策の概要

1	まちの将来像	6	心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち	
2	施策	6-4	きちんと分別で資源の循環をすすめる	
3	SDGs 位置付け	  		
4	施策の 必要性	<p>限りある資源を大切にするとともに効率的に使用し、環境への負荷を減らす循環型社会の構築が求められています。資源の循環とごみの減量化を図るため、3Rの啓発や再生資源集団回収実施団体への支援のほか、ごみ処理施設の整備計画作成などの取組を実施しています。さらなる分別の徹底と資源の循環を図るため、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の取組を推進する必要があります。</p>		
5	施策の 方向性	<p>資源の循環とごみの減量化を図るため、新たな分別品目の追加検討を行うとともに、市民等への意識啓発に努めるほか、処理施設については、広域処理に向けて計画的に長寿命化工事に取り組みます。また、市民、事業者は、ごみの発生抑制、再資源化に努め、きちんとした分別で資源の循環を進めます。</p>		
6	施策内の 取組	6-4-1	減量化の推進	
		6-4-2	再資源化の推進	
		6-4-3	適正処理の推進	
7	分野別 計画等	環境基本計画	環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画	
		一般廃棄物処理基本計画	市民・事業者・市が協力し、「循環型社会の形成」を更に推進するため、家庭系ごみ・事業系ごみの減量目標や、そのために必要な実施施策を定める計画	
		一般廃棄物処理施設長寿命化総合計画	本市環境衛生センターごみ処理施設が、将来にわたって効率的かつ安定した運転を継続できるよう、適切な施設の保全及び施設の延命化を図る計画	

2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①減量化の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>家庭系ごみ、事業系ごみともに減量化を進めていますが、一般廃棄物処理基本計画の減量目標達成に向け、さらなる取組が必要です。また、新たにプラスチックごみによる環境汚染の解決に向けた取組が必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>家庭系ごみは、市民への意識啓発を行い、さらなるごみの減量化を図ります。 事業系ごみは、発生抑制に向けた啓発や働きかけを行うとともに、搬入物検査等により、減量化を図ります。 また、プラスチックごみの発生抑制に向けて、レジ袋に関する市民・事業者への働きかけとあわせ、国・府と協調した取組を進めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>家庭系ごみや事業系ごみが減少しています。不適正ごみの搬入を未然に防ぎ、ごみの減量・適正化が図られています。</p>	<p>《市民》</p> <p>マイバッグの持参や食べきりに取り組むなど、ごみの発生を抑制します。また、再使用及び再生利用を心がけるとともに、フリーマーケットやリサイクルショップの活用など、ごみの減量に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>レジ袋の削減や過剰包装の自粛など、ごみの発生を抑制し、再使用及び再生利用を促進します。分別を行い、適正に排出します。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②再資源化の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>家庭系ごみは、資源物の分別収集のほか、集団回収、拠点回収、店頭回収を促進し、再資源化を推進しています。 事業系ごみは、事業所訪問や搬入物検査等により、再資源化の指導や啓発をしています。 また、さらなる資源の循環が進むような取組が必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>家庭系ごみは、集団回収、拠点回収、店頭回収により再資源化を促進します。 事業系ごみは、啓発や事業所訪問により、再資源化を促進します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>家庭や事業所のごみが、きちんと分別されています。ごみの資源化率が上昇しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>資源物は分別し、地域の集団回収に協力します。拠点回収や店頭回収を積極的に活用します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>紙類・食品廃棄物等の再資源化を進めます。スーパー・小売店舗などは、店頭回収や消費者ヘリサイクルを呼びかけるなど、再資源化の推進に取り組めます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③適正処理の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>ごみ処理に係る将来的な視点及び経費削減の観点から、施設の整備(長寿命化を含む。)を計画するとともに、摂津市との広域処理についての検討を進めています。</p> <p>また、国の基本方針の変更により、大規模災害に備えて、災害廃棄物処理計画の策定が求められています。</p> <p>さらに、ごみの収集から処分に至るまでの適正処理に努めるとともに、ごみ処理施設の効率的運転を進め、経費の抑制に努める必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>施設整備の方針を長寿命化とし、長寿命化工事を計画的に進めるとともに、摂津市との広域処理をめざします。</p> <p>また、平成30年の大阪北部地震の経験を踏まえ、災害廃棄物処理計画の策定を進めます。</p> <p>さらに、適正な収集から処分までの方法や経費負担のあり方について、見直しを進めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>ごみが適正に分別収集され、資源の循環が進んでいます。</p> <p>ごみの効率的な処理に努め、ランニングコストの抑制が図れています。</p>	<p>《市民》</p> <p>ごみと資源物を適正に分別して排出することに努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、自らの責任において、市とともに事業系ごみの発生と排出を抑制しつつ、再資源化にも努めます。</p> <p>また、一般廃棄物と産業廃棄物をきちんと分けて適正に処理します。</p>